

議案第17号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年佐倉市条例第9号）第3条の規定により議会の議決を求める。

1 取得する財産

避難所用気化熱冷風機等

2 取得の方法

一般競争入札による買入れ

3 取得に要する金額

75,718,500円

4 取得に係る相手方

千葉県千葉市中央区仁戸名町440番地8

株式会社清水商会 代表取締役 清水 博

令和5年8月28日提出

佐倉市長 西田 三十五